

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成 26 年 3 月 4 日

収支等命令者

佐賀県窯業技術センター所長 一 ノ 瀬 弘 道

1 随意契約に係る物品の名称

5 軸マシニングセンタ 1 式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県窯業技術センター

(2) 所在地 西松浦郡有田町黒牟田丙 3037 番 7

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 25 年 12 月 27 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社クラマ 代表取締役 河村 太

(2) 住所 福岡県福岡市博多区那珂六丁目 24 番 13 号

5 随意契約に係る契約金額

41,580,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。